三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字弥太越二二〇〇の一、二二〇一の一、二二〇五の一、二二〇五の三、二二〇八の一、二二〇八の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字弥太越二二〇五の三・二二〇八の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字山ノ口一九二八の一、一九二八の三、一九三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ口一九二八の一・一九二八の三・一九三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県熊毛郡屋久島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼市上野字城別当八〇九の三五（次の図に示す部分に限る。）・八〇九の三六・八〇九の四九から八〇九の五一・字仕切沢八一〇の九・八一〇の一三・八一〇の一四（以上八筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市津沢字猿倉申六九九の三七（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三一九一の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市上津江町川原字下中山二九六三の一〇・字ムクロノ木三七〇八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字立野中山五二六一の五（国有林）、五二六一の七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五二六一の八（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及びすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県筑紫郡那珂川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字大島字中大倉山一〇〇八・字大島九六六（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　水道施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県下関市豊北町大字神田上字惣崎八八七六の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八八七六の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　魚つき

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び下関市役所に備え置いて縦覧に供する。）